

美幌町選挙公営の手引き



美幌町選挙管理委員会

目 次

I. 選挙公営（公費負担制度）

01.選挙公営とは	1
02.公費負担の対象種類	1
03.対象となる候補者	1
04.公費負担の限度額	2

II. 申請方法

01.契約締結と契約届出	5
02.確認申請書	5
03.使用（作成）証明書の交付	6

III. 請求方法

01.公費負担の請求	7
----------------------	---

IV. 参考資料

01.手続きの流れ	9
02.チェックシート	19
03.公費負担請求上限額	26

01

I. 選挙公営 (公費負担制度)

選挙公営とは

選挙公営（公費負担制度）は、国や地方公共団体が、選挙運動費用に関して、お金のからない選挙を実現するとともに、立候補の機会や選挙の公平性が失われることを防ぎ、選挙運動の機会均等を目的とし、候補者の選挙運動の費用を負担する制度です。

美幌町では、令和3年3月定例会において、『美幌町議会議員及び美幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例』制定案を上程し、議決いただきました。

この条例により、候補者と契約業者等との間で交わされた「**選挙運動用自動車の使用**」、「**選挙運動用ビラの作成**」及び「**選挙運動用ポスターの作成**」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で美幌町が各契約業者等に直接その費用をお支払いすることとなります。

02

I. 選挙公営 (公費負担制度)

公費負担の種類

公費負担の対象となるものは、『公職選挙法』及び『美幌町議会議員及び美幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例』で定められています。

- (1) 選挙運動用の自動車の使用
- (2) 選挙運動用のビラの作成
- (3) 選挙運動用のポスターの作成

03

I. 選挙公営 (公費負担制度)

対象となる候補者

選挙公営において公費負担を受けることのできる候補者は、**供託物没収点以上の得票を得た候補者**に限られます。

供託物を没収させる候補者については、**すべて自己負担**となります。

供託物没収点

美幌町長：有効投票総数 × 1 / 10

美幌町議会議員：有効投票総数 ÷ 議員定数（14人） × 1 / 10

参考として、これを前回の美幌町長選挙及び町議会議員選挙（平成31年4月21日執行）で当てはめてみると、次のようになります。

区 分	定 数	有効投票総数	供託物没収点
美幌町長選挙	1 人	1 1, 2 9 9 票	1 1 2 9 . 9 0 0
美幌町議会議員選挙	1 4 人	1 1, 3 9 0 票	8 1 . 3 5 7

※上記供託物没収点は、あくまでも参考値です。

04

I.選挙公営 (公費負担制度)

公費負担の限度額

公費負担制度には、それぞれ限度額が定められていて、この限度額を超える額については、公費負担の対象とはなりません。

また、契約額が公費負担制度の限度額を下回る場合は、その契約額が公費負担の対象額となります。

(1) 選挙運動用自動車の使用

区 分		公費負担の対象	公費負担の限度額
選 挙 運 動 用 自 動 車 の 使 用	1 一般乗用旅客自動車 運送事業者との契約 (ハイヤー、タクシーの借上げ)	選挙運動用自動車として使用 された各日の料金の合計額 (1日について1台に限る)	64,500 円×5 日 = <u>322,500 円</u>
	2 1 に掲げる契約以外の契約 の場合	①自動車の借上契約 (レンタル、個人、会社等 からの借上げ)	16,100 円×5 日 = <u>80,500 円</u>
		②燃料の供給契約	7,700 円×5 日 = <u>38,500 円</u>
		③運転手の雇用契約	12,500 円×5 日 = <u>62,500 円</u>

※一般乗用旅客自動車運送事業者との契約（ハイヤー、タクシーの借上げ）とは、道路運送法第3条第1項八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者と燃料及び運転手込みで自動車を借上げする契約方式です。**燃料代及び運転手雇用の公費負担を併用することはできません。**（1の契約と2の契約の併用は不可）

(2) 選挙運動用ビラの作成

公費負担額	公費負担の限度額等（単価及び枚数）
作成単価と①の少ない方の金額 × 作成枚数と②の少ない方の枚数	【単価】 7円73銭 . . . ① 【枚数】 美幌町長 5,000枚 . . . ② 美幌町議会議員 1,600枚 . . . ②

公費負担例 1

美幌町議会議員選挙運動用ビラ 2,000 枚の作成を 12,000 円で契約した場合

【単 価】 = 12,000 円 ÷ 2,000 枚 = **6 円（限度額以内）**

【枚 数】 = 2,000 枚 ⇒ **1,600 枚（限度枚数）**

【公費負担】 = 6 円 × 1,600 枚 = **9,600 円**

※作成単価は限度額以内ですが、作成枚数が限度枚数を超えているため、公費負担額は記載のとおりとなり、**公費負担額を超える金額（2,400 円）は、候補者の自己負担となります。**

公費負担例 2

美幌町議会議員選挙運動用ビラ 1,000 枚の作成を 8,500 円で契約した場合

【単 価】 = 8,500 円 ÷ 1,000 枚 = 8 円 50 銭 ⇒ **7 円 73 銭（限度額）**

【枚 数】 = **1,000 枚（限度枚数以内）**

【公費負担】 = 7 円 73 銭 × 1,000 枚 = **7,730 円**

※作成枚数は限度枚数以内ですが、作成単価が限度額を超えているため、公費負担額は記載のとおりとなり、**公費負担額を超える金額（770 円）は、候補者の自己負担となります。**

（３）選挙運動用ポスターの作成

公費負担額	公費負担の限度額等（単価及び枚数）
作成単価と①の少ない方の金額 × 作成枚数と②の少ない方の枚数	【単価】 2,000 円 . . . ① 【枚数】 70 枚 . . . ② （ポスター掲示場数 59 箇所×1.2）

公費負担例 1

選挙運動用ポスター100 枚の作成を 150,000 円で契約した場合

【単 価】 = 150,000 円 ÷ 100 枚 = **1,500 円（限度額以内）**

【枚 数】 = 100 枚 ⇒ **70 枚（限度枚数）**

【公費負担】 = 1,500 円 × 70 枚 = **105,000 円**

※作成単価は限度額以内ですが、作成枚数が限度枚数を超えているため、公費負担額は記載のとおりとなり、**公費負担額を超える金額（45,000 円）は、候補者の自己負担となります。**

公費負担例 2

選挙運動用ポスター100 枚の作成を 500,000 円で契約した場合

【単 価】 = 500,000 円 ÷ 100 枚 = 5,000 円 ⇒ **2,000 円（限度額）**

【枚 数】 = 100 枚 ⇒ **70 枚（限度枚数）**

【公費負担】 = 2,000 円 × 70 枚 = **140,000 円**

※作成単価も作成枚数も上限を超えているため、公費負担額は記載のとおりとなり、**公費負担額を超える金額（360,000 円）は、候補者の自己負担となります。**

01

Ⅱ.申請方法

契約締結と契約届出

選挙公営による公費負担制度の適用を受けようとする候補者は、各業者と有償契約を締結し、その旨を届け出なければなりません。

【届出先】 **美幌町選挙管理委員会**

【届出期日】 契約締結が立候補届出**前**の場合・・・立候補届出時
契約締結が立候補届出**後**の場合・・・契約締結後ただちに

【添付書類】 各業者等との**契約書の写し**

注 意

「(1) 選挙運動用自動車の使用」において、一般乗用旅客自動車運送事業者との**契約以外の契約の場合**については、①自動車の借上、②燃料の供給契約、③運転手の雇用契約の**それぞれの契約書の写しが必要**です。

なお、**生計を一にする親族と契約締結をしようとする場合**は、その者が**当該契約に係る業務を業としている場合**に限ります。

02

Ⅱ.申請方法

確認申請書

以下の公費負担の適用を受けようとする場合は、契約届出とは別に「確認申請書」の提出が必要となります。

「確認申請書」とは、条例で公費負担の限度を超えていないか選挙管理委員会の確認が必要となっている事項について、契約届出とは別に提出を求めるものです。

【確認申請書の提出が必要なもの】

- ①**燃料の供給契約**・・・限度額以内であることの確認
- ②**選挙運動用ビラの作成**・・・作成限度枚数の確認
- ③**選挙運動用ポスターの作成**・・・作成限度枚数の確認

【確認申請の作成】

確認申請書は、契約の相手ごとに作成が必要です。

※確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。

注 意

例えば、燃料代などで一度確認申請書による確認を受けたあとに、追加で給油した場合は、再度確認申請書の提出が必要となりますが、その際に、一回目にすでに確認を受けた金額を記載する必要がありますので、**確認申請書の写し又は控えを保管してください。**

【提出先】 美幌町選挙管理委員会

【提出期日】 契約業者等が代金を請求しようとする前までに

【確認書の交付】

確認申請に基づき、選挙管理委員会から、確認書を交付します。

交付を受けた確認書は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があることから、直ちに契約業者等へ提出してください。

03

Ⅱ.申請方法

使用(作成)証明書の交付

契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用（作成）証明書」を作成し、契約業者等に1部交付しなければなりません。

なお、この「使用（作成）証明書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

公費負担の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した契約業者等からの請求に基づき、美幌町が契約業者等に直接支払います。

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

提出書類一覧		
区 分		必要書類
選挙運動用自動車の使用	一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合（ハイヤー方式）	①請求書【様式第 15 号】 ②請求内訳書【様式第 15 号 別紙 1】 ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第 10 号】
	上記以外の契約による場合 自動車の借上	①請求書【様式第 15 号】 ②請求内訳書【様式第 15 号 別紙 2 の 1】 ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第 10 号】
	自動車の燃料代	①請求書【様式第 15 号】 ②請求内訳書【様式第 15 号 別紙 2 の 2】 ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第 11 号】 ④選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第 7 号】
	運転手の報酬	①請求書【様式第 15 号】 ②請求内訳書【様式第 15 号 別紙 2 の 3】 ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第 12 号】
選挙運動用ビラの作成		①請求書【様式第 16 号】 ②請求内訳書【様式第 16 号 別紙】 ③選挙運動用ビラ作成証明書【様式第 13 号】 ④選挙運動用ビラ作成枚数確認書【様式第 8 号】
選挙運動用ポスターの作成		①請求書【様式第 17 号】 ②請求内訳書【様式第 17 号 別紙】 ③選挙運動用ポスター作成証明書【様式第 14 号】 ④選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第 9 号】

※提出書類に誤りがある場合、再度提出していただくことがあります。

※支払方法は口座振込となりますので、振込先口座の情報は正確に記入してください。

【提出先】 美幌町選挙管理委員会

〒092-8650

網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地

(TEL0152-73-1111代)

注 意

無投票となった場合については、以下のとおりとなります。

【選挙運動用自動車の使用】

告示日1日分の金額が公費負担の対象となる。

※燃料代は、告示日1日分の使用分が対象。

【選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成】

作成費が公費負担の対象となる。

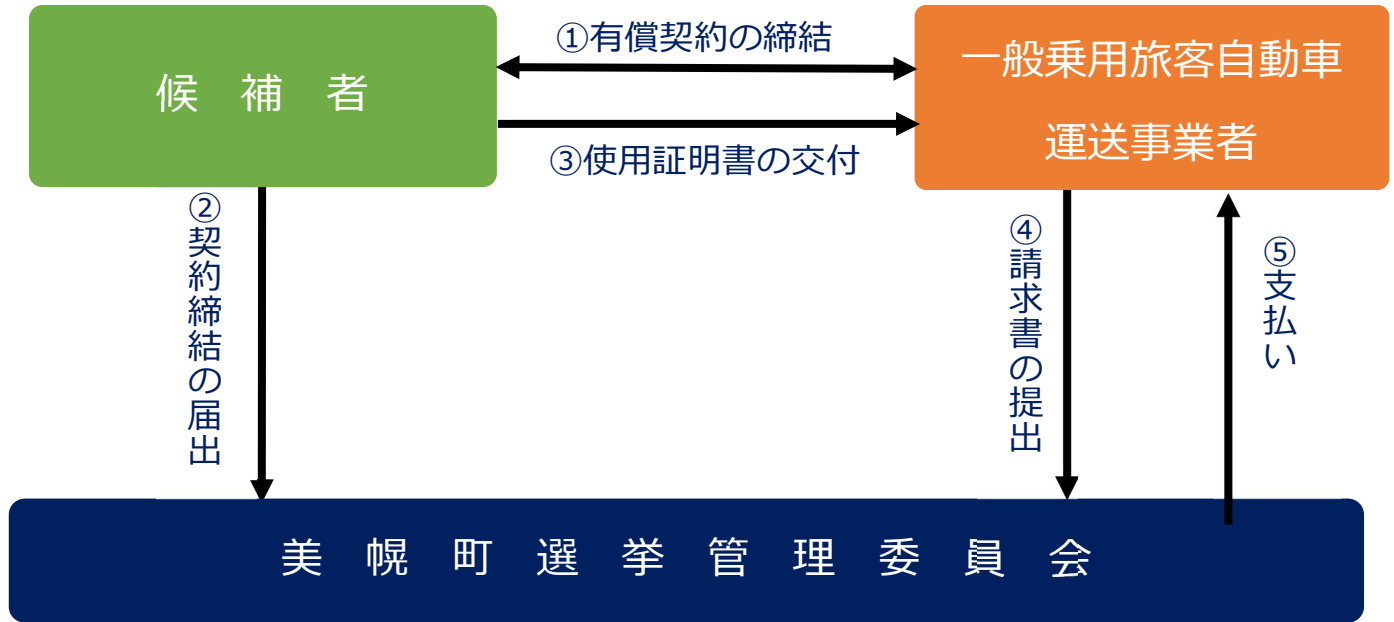
※投票の有無にかかわらず対象となります。

ただし、無投票となった場合において、公費負担の対象となるのは、**告示日までに有償契約が締結されたものに限り**ます。

手続きの流れ

選挙運動用自動車の使用（ハイヤー方式）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約）



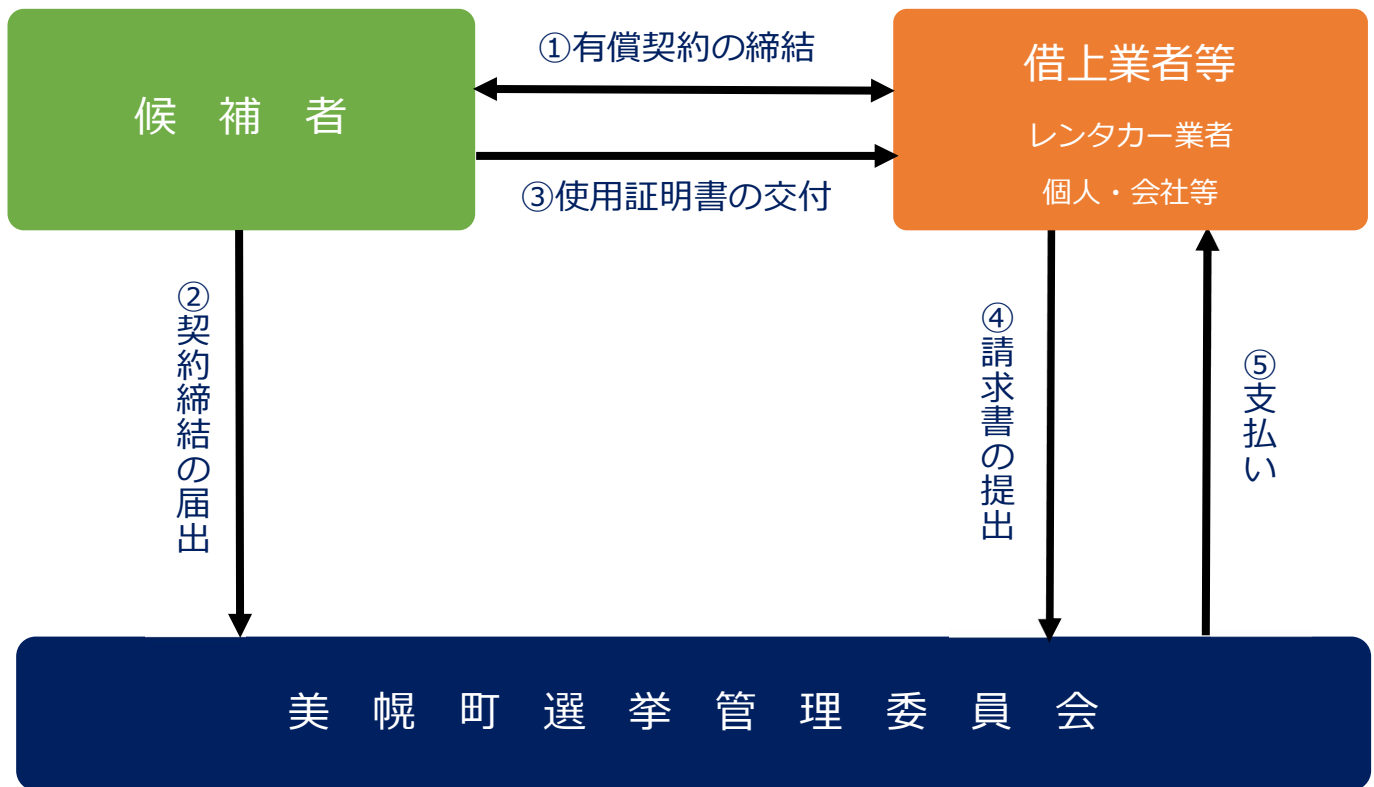
順序	手続き内容	必要書類	添付書類
①	有償契約の締結 （候補者⇄運送事業者）	選挙運動用自動車運送契約書	
②	①の契約締結の届出 （候補者→美幌町選管）	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号】	①の契約書の写し
③	使用証明書の交付 （候補者→運送事業者）	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第 10 号】	
④	請求書の提出 （運送事業者→美幌町長）	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第 15 号】 請求書内訳【様式第 15 号 別紙 1】	③の使用証明書
⑤	支払い （美幌町長→運送事業者）		

注 意

供託物を没収された候補者の経費については、公費負担の対象となりませんので、運送事業者は、供託物を没収された候補者に対し請求をすることとなります。町長に対する請求については、美幌町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用自動車の使用（個別契約方式）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の**自動車の借上**）



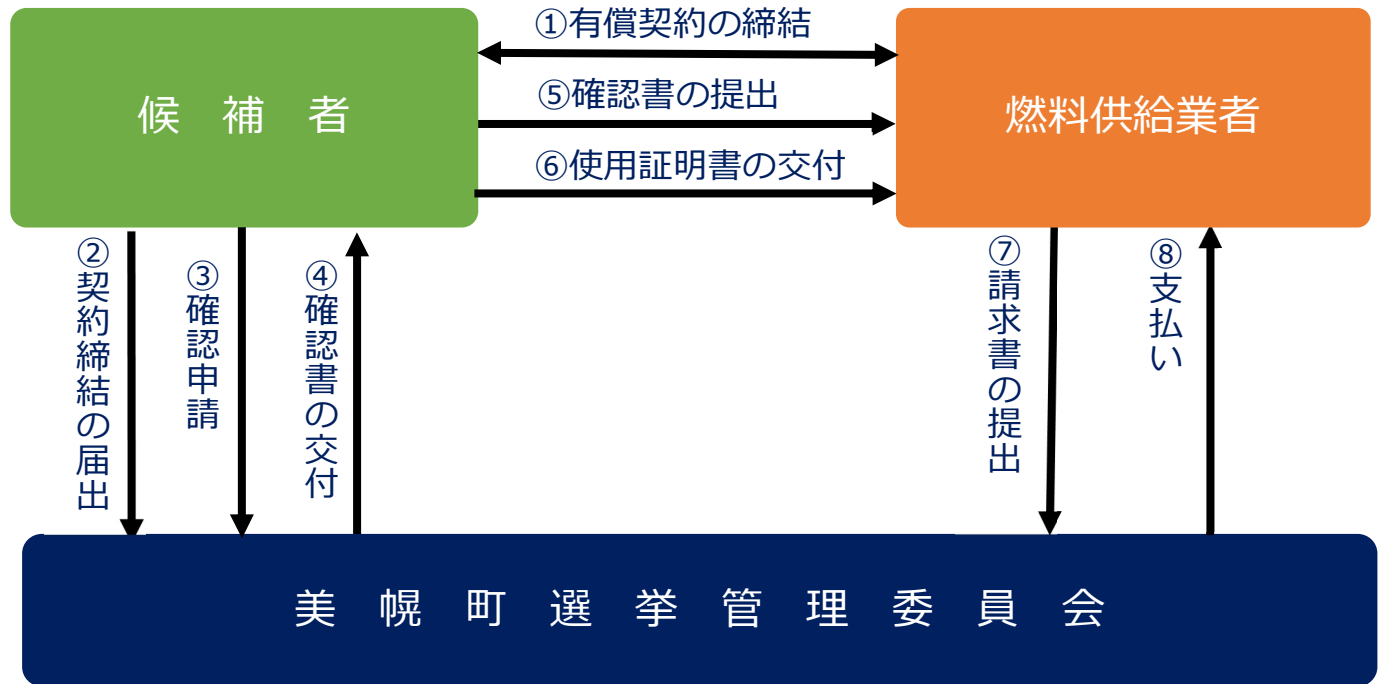
順序	手続き内容	必要書類	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者↔借上業者等)	選挙運動用自動車賃貸借契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者→美幌町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号】	①の契約書の写し
③	使用証明書の交付 (候補者→借上業者等)	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第 10 号】	
④	請求書の提出 (借上業者等→美幌町長)	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第 15 号】 請求書内訳【様式第 15 号 別紙 2 の 1】	③の使用証明書
⑤	支払い (美幌町長→借上業者等)		

注 意

供託物を没収された候補者の経費については、公費負担の対象となりませんので、**借上業者等は、供託物を没収された候補者に対し請求をすることとなります。**
町長に対する請求については、美幌町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用自動車の使用（個別契約方式）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の燃料の供給）



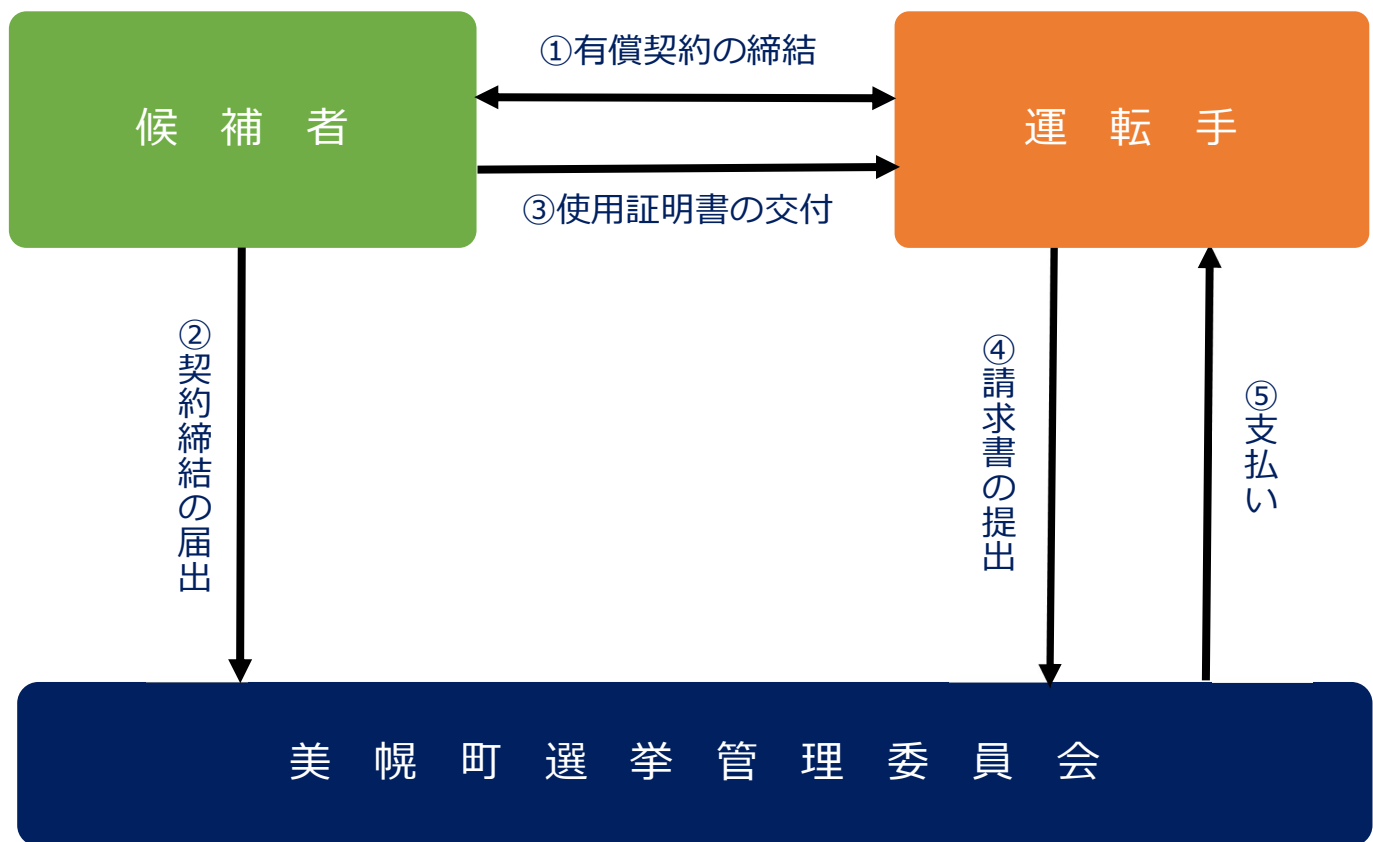
順序	手続き内容	必要書類	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者↔燃料供給業者)	選挙運動用自動車燃料供給契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者→美幌町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号】	①の契約書の写し
③	確認申請書の提出 (候補者→美幌町選管)	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第 4 号】	
④	確認書の交付 (美幌町選管→候補者)	選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第 7 号】	
⑤	確認書の提出 (候補者→燃料供給業者)	④の確認書	
⑥	使用証明書の交付 (候補者→燃料供給業者)	選挙運動用自動車使用証明書（燃料） 【様式第 11 号】	給油伝票の写し
⑦	請求書の提出 (燃料供給業者→美幌町長)	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第 15 号】 請求書内訳【様式第 15 号 別紙 2 の 2】	④の確認書 ⑥の使用証明書 給油伝票の写し
⑧	支払い (美幌町長→燃料供給業者)		

注 意

供託物を没収された候補者の経費については、公費負担の対象となりませんので、燃料供給業者は、供託物を没収された候補者に対し請求をすることとなります。
町長に対する請求については、美幌町選挙管理委員会を受け付けます。

選挙運動用自動車の使用（個別契約方式）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の運転手の雇用）



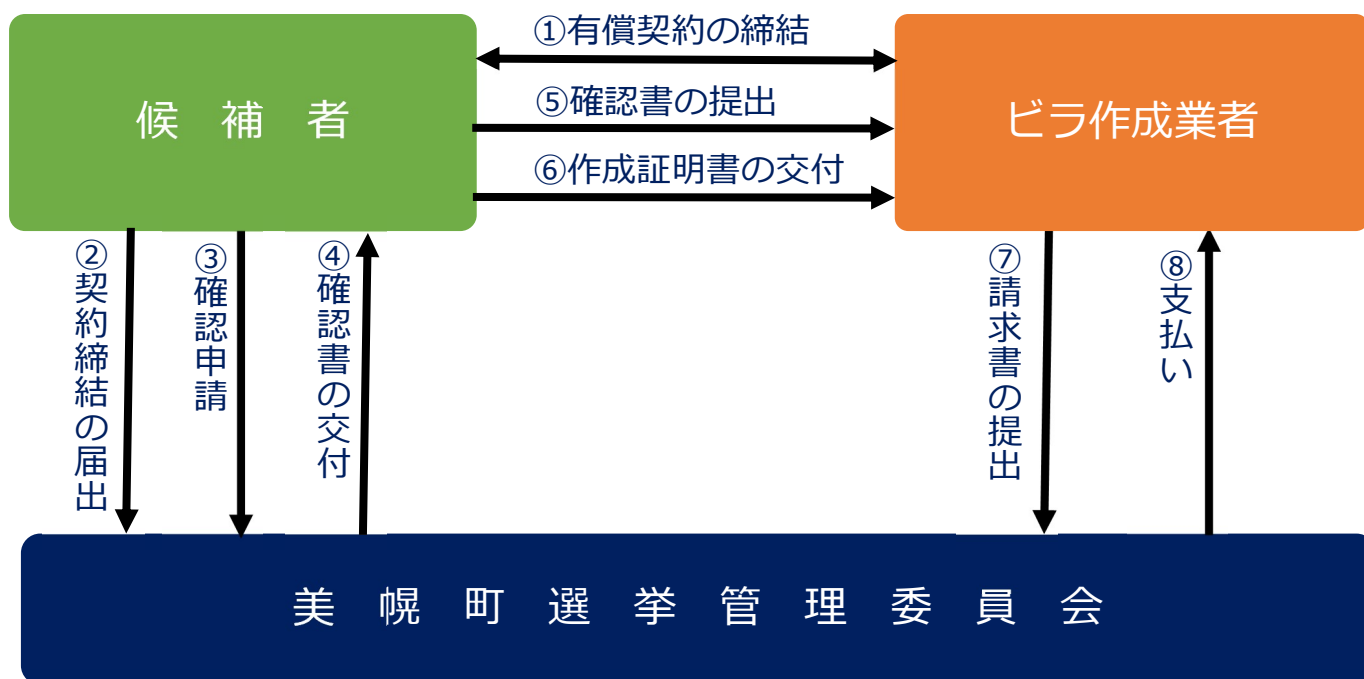
順序	手続き内容	必要書類	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者↔運転手)	選挙運動用自動車運転契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者→美幌町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号】	①の契約書の写し
③	使用証明書の交付 (候補者→運転手)	選挙運動用自動車使用証明書 (運転手) 【様式第 12 号】	
④	請求書の提出 (運転手→美幌町長)	請求書 (選挙運動用自動車の使用) 【様式第 15 号】 請求書内訳【様式第 15 号 別紙 2 の 3】	③の使用証明書
⑤	支払い (美幌町長→運転手)		

注 意

**供託物を没収された候補者の経費については、公費負担の対象となりませんので、
運転手は、供託物を没収された候補者に対し請求をすることとなります。**

町長に対する請求については、美幌町選挙管理委員会を受け付けます。

選挙運動用ビラの作成

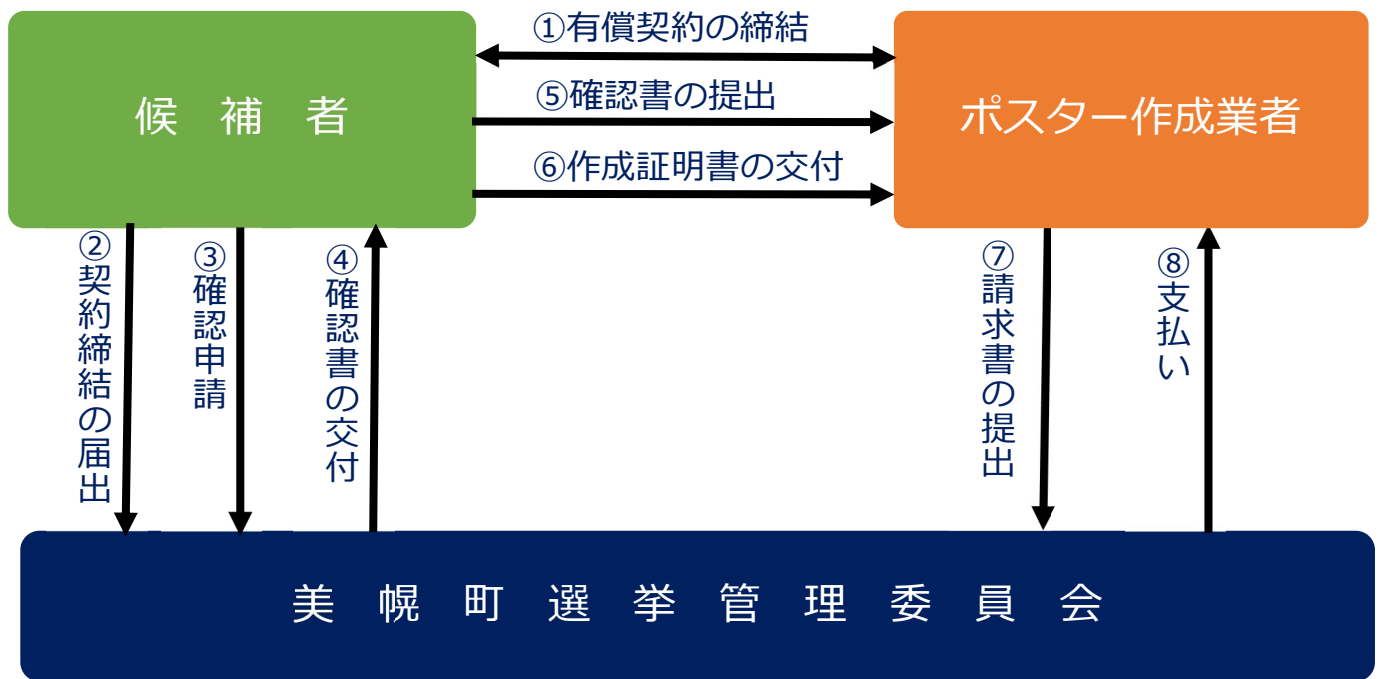


順序	手続き内容	必要書類	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者⇔ビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者→美幌町選管)	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第 2 号】	①の契約書の写し
③	確認申請書の提出 (候補者→美幌町選管)	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第 5 号】	
④	確認書の交付 (美幌町選管→候補者)	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第 8 号】	
⑤	確認書の提出 (候補者→ビラ作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の交付 (候補者→ビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第 13 号】	納品書の写し
⑦	請求書の提出 (ビラ作成業者→美幌町長)	請求書 (ビラ作成) 【様式第 16 号】 請求書内訳 (ビラ作成) 【様式第 16 号 別紙】	④の確認書 ⑥の作成証明書 納品書の写し
⑧	支払い (美幌町長→ビラ作成業者)		

注 意

供託物を没収された候補者の経費については、公費負担の対象となりませんので、ビラ作成業者は、供託物を没収された候補者に対し請求をすることとなります。
町長に対する請求については、美幌町選挙管理委員会を受け付けます。

選挙運動用ポスターの作成



順序	手続き内容	必要書類	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者⇔ポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者→美幌町選管)	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【様式第 3 号】	①の契約書の写し
③	確認申請書の提出 (候補者→美幌町選管)	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第 6 号】	
④	確認書の交付 (美幌町選管→候補者)	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第 9 号】	
⑤	確認書の提出 (候補者→ポスター作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の交付 (候補者→ポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第 14 号】	納品書の写し
⑦	請求書の提出 (ポスター作成業者→美幌町長)	請求書 (ポスター作成) 【様式第 17 号】 請求書内訳 (ポスター作成) 【様式第 17 号 別紙】	④の確認書 ⑥の作成証明書 納品書の写し
⑧	支払い (美幌町長→ポスター作成業者)		

注 意

供託物を没収された候補者の経費については、公費負担の対象となりませんので、ポスター作成業者は、供託物を没収された候補者に対し請求をすることとなります。
町長に対する請求については、美幌町選挙管理委員会で受け付けます。

チェックシート

選挙運動用自動車の使用（ハイヤー方式）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約）

候補者から**一般乗用旅客自動車運送事業者**へ提出が必要な書類

提出 時期	提出書類	チェック
あらかじめ	選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第 10 号】 ※候補者が作成し交付するもの。	

候補者から**美幌町選管**へ提出が必要な書類

提出 時期	提出書類	チェック
あらかじめ	選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第 1 号】	
	有償契約書の写し	

一般乗用旅客自動車運送事業者から**美幌町選管**へ提出が必要な書類

提出 時期	提出書類	チェック
美幌町選管へ 請求するとき	選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第 10 号】 ※候補者から収受したもの。	
	請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第 15 号】	
	請求書内訳（一般乗客旅客自動車運送事業者との運送契約により 自動車を使用した場合）【様式第 15 号 別紙 1】	

選挙運動用自動車の使用（個別契約方式）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の**自動車の借上**）

候補者から借上業者等へ提出が必要な書類

提出 時期	提出書類	チェック
あらかじめ	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第 10 号】 ※候補者が作成し交付するもの。	

候補者から美幌町選管へ提出が必要な書類

提出 時期	提出書類	チェック
あらかじめ	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号】	
	有償契約書の写し	

借上業者等から美幌町選管へ提出が必要な書類

提出 時期	提出書類	チェック
美幌町選管へ 請求するとき	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第 10 号】 ※候補者から収受したもの。	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第 15 号】	
	請求書内訳【様式第 15 号 別紙 2 の 1】	

選挙運動用自動車の使用（個別契約方式）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の燃料の供給）

候補者から燃料供給業者へ提出が必要な書類

提出 時期	提出書類	チェック
あらかじめ	選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第 7 号】 ※美幌町選管が候補者へ交付するもの。	
	選挙運動用自動車使用証明書（燃料）【様式第 11 号】 ※候補者が作成し交付するもの。	

候補者から美幌町選管へ提出が必要な書類

提出 時期	提出書類	チェック
あらかじめ	選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第 1 号】	
	有償契約書の写し	
美幌町選管へ 請求する前に	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第 4 号】	

燃料供給業者から美幌町選管へ提出が必要な書類

提出 時期	提出書類	チェック
美幌町選管へ 請求するとき	選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第 7 号】 ※候補者から収受したもの。	
	選挙運動用自動車使用証明書（燃料）【様式第 11 号】 ※候補者から収受したもの。	
	請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第 15 号】	
	請求書内訳【様式第 15 号 別紙 2 の 2】	
	給油伝票の写し	

選挙運動用自動車の使用（個別契約方式）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の運転手の雇用）

候補者から運転手へ提出が必要な書類

提出 時期	提出書類	チェック
あらかじめ	選挙運動用自動車使用証明書（運転手） 【様式第 12 号】 ※候補者が作成し交付するもの。	

候補者から美幌町選管へ提出が必要な書類

提出 時期	提出書類	チェック
あらかじめ	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号】	
	有償契約書の写し	

運転手から美幌町選管へ提出が必要な書類

提出 時期	提出書類	チェック
美幌町選管へ 請求するとき	選挙運動用自動車使用証明書（運転手） 【様式第 12 号】 ※候補者から収受したもの。	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第 15 号】	
	請求書内訳【様式第 15 号 別紙 2 の 3】	

選挙運動用ビラの作成

候補者からビラ作成業者へ提出が必要な書類

提出 時期	提出書類	チェック
あらかじめ	選挙運動用ビラ作成枚数確認書【様式第 8 号】 ※美幌町選管が候補者へ交付するもの。	
	選挙運動用ビラ作成証明書【様式第 13 号】 ※候補者が作成し交付するもの。	

候補者から美幌町選管へ提出が必要な書類

提出 時期	提出書類	チェック
あらかじめ	選挙運動用ビラ作成契約届出書【様式第 2 号】	
	有償契約書の写し	
美幌町選管へ 請求する前に	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第 5 号】	

ビラ作成業者から美幌町選管へ提出が必要な書類

提出 時期	提出書類	チェック
美幌町選管へ 請求するとき	選挙運動用ビラ作成枚数確認書【様式第 8 号】 ※候補者から収受したもの。	
	選挙運動用ビラ作成証明書【様式第 13 号】 ※候補者から収受したもの。	
	請求書（ビラ作成）【様式第 16 号】	
	請求書内訳（ビラ作成）【様式第 16 号 別紙】	
	納品書	

選挙運動用ポスターの作成

候補者からポスター作成業者へ提出が必要な書類

提出 時期	提出書類	チェック
あらかじめ	選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第 9 号】 ※美幌町選管が候補者へ交付するもの。	
	選挙運動用ポスター作成証明書【様式第 14 号】 ※候補者が作成し交付するもの。	

候補者から美幌町選管へ提出が必要な書類

提出 時期	提出書類	チェック
あらかじめ	選挙運動用ポスター作成契約届出書【様式第 3 号】	
	有償契約書の写し	
美幌町選管へ 請求する前に	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第 6 号】	

ポスター作成業者から美幌町選管へ提出が必要な書類

提出 時期	提出書類	チェック
美幌町選管へ 請求するとき	選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第 9 号】 ※候補者から収受したもの。	
	選挙運動用ポスター作成証明書【様式第 14 号】 ※候補者から収受したもの。	
	請求書（ポスター作成）【様式第 17 号】	
	請求書内訳（ポスター作成）【様式第 17 号 別紙】	
	納品書	

公費負担請求上限額

選挙運動用自動車の使用				
	ハイヤー方式	個別契約方式		
		自動車の借上	燃料の供給	運転手の雇用
有投票	322,500 円	80,500 円	38,500 円	62,500 円
無投票	64,500 円	16,100 円	7,700 円	12,500 円

※単価×日数で算出。

※有投票の場合は、5日分で算出し、無投票の場合は、告示日の1日分で算出。

（無投票の場合は、告示日までに有償契約を締結しているものに限る。）

選挙運動用ビラの作成		
	美幌町長選挙	美幌町議会議員選挙
有投票・無投票	5,000 枚 × 7 円 73 銭 = 38,650 円	1,600 枚 × 7 円 73 銭 = 12,368 円

※上限枚数×上限単価で算出。

※有投票、無投票に関わらず、作成費用が公費負担の対象となる。

（無投票の場合は、告示日までに有償契約を締結しているものに限る。）

選挙運動用ポスターの作成	
	美幌町長選挙・美幌町議会議員選挙
有投票・無投票	70 枚 × 2,000 円 = 140,000 円

※上限枚数×上限単価で算出。

（上限枚数は、「ポスター掲示場数×1.2」で算出し、ポスター掲示場数に増減があった場合は、上限枚数が変動する。【現行：59箇所×1.2＝70枚】）

※有投票、無投票に関わらず、作成費用が公費負担の対象となる。

（無投票の場合は、告示日までに有償契約を締結しているものに限る。）

注 意

公費負担は、定額負担をする制度ではありません。上記はあくまでも公費負担請求上限額であり、契約業者等とは適正な価格で契約を締結するようにお願いします。

